



道路工事における仮設信号の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日:平成5年9月27日

各土木事務所
維持管理課長殿

事務連絡
平成5年9月27日

土木部道路課
技術補佐

道路工事における仮設信号の取扱いについて（通知）

道路路面工事、特に占用（下水道、上水道、集落排水等）工事において、長期にわたり仮設信号機で交通規制を行っているところは、一般通行者から規制に対する苦情が多くなっていますので、現場管理について下記のことを配慮してください。

記

1. 国道等、主要な道路を片側規制する場合は、待ち時間が「あと何秒」と解る（停止車両数台以上）ようにすること。
2. 朝夕の通勤時間帯で、上り下りの交通量の変化により対応できるよう、交通整理員又は、信号の時間調整を行うこと。
3. 片側通行規制区間延長を必要最小限にし、両側赤色で全止めとなる時間は10秒以内とするよう努めること。
4. 交通規制期間は3ヵ月以内にとどめ、契約工期ではなく規制実施期間となっているか、工程表等により確認すること。